**中学２年生 道徳 「人権 ～幸せに生きるために～」授業プラン**

2021.2.

**１　授業のねらい**※C(16)郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度

◎賤称語は、人を差別するためにつくられた言葉であり、現代社会において賤称語を発言することは犯罪として捉えられていることに気づく。

◎使ったら犯罪として捉えられるような言葉をなぜ今学ぶのかを考え、正しく学ぶことが自分やまわりの人の幸せを守ることにつながることを感じ取ることができる。

**２　授業の内容**

**（１）導入【3分】**

・みなさんがこれから自分の夢や幸せを実現していくために、必ず必要になることを学んでいきましょう。

・学習テーマ「人権 ～幸せに生きるために～」

**（２）「賀人」の書きこみについて考える【7分】**

・わたしたち佐賀県民は、インターネット上で何と呼ばれていたか、知っていますか。

・「賀人」ということばや書きこみをみて、どう思いますか。

・住んでいる場所や出身地で人を決めつけたりバカにしたりするのが部落差別です。

・これって、わたしたち佐賀県民が悪いのでしょうか。

◆ポイント１…差別は、差別する人がいるから起こるのであり、「賀人」とはわたしたち佐賀県民を差別するためにつくられた言葉。佐賀県だけでなく、他の都道府県でも同じような言葉がつくられている。

**（３）江戸時代につくられた差別するための言葉【５分】**

・社会科の身分制度をふりかえってみましょう。社会科の教科書には、百姓身分や町人身分とは別の身分として位置づけられた人々がいました。社会科で習ったように、この人々は江戸時代の社会に欠かせない役割をしていたとともに、その後この差別とたたかい、さまざまな人権を勝ち取っていく人々です。

・この人々に対して、「ひにん身分」「えた身分」という差別的な呼び方がされた。当然ながら、別の身分とされた人々が自分のことを「ひにん身分」「えた身分」とは言わなかった。

・これも、「賀人」と同じように人を差別するために当時つくられた言葉。

**（４）現代の差別事件について考える【５分】**

・江戸時代につくられたこれらの差別語をつかって逮捕されるような差別事件が今も起こっています。その事件について紹介しますね。（「連続大量差別ハガキ事件」）

・この人は、「脅迫罪」と「名誉毀損罪」で逮捕され、２年間刑務所に入ることになりました。この人は、裁判で「人権について知らなかった」「自分のストレスを解消したかった」と供述をしました。

◆ポイント２…差別は、する人もされる人も誰も幸せにしない。

**（５）差別語を学ぶ意味を考える。【15分】**

・江戸時代につくられた差別語は、今も社会科の教科書に載っています。知らなければ使うこともないだろうし、逮捕されることもないですよね。そのような言葉がなぜ教科書に載っているのでしょうか。何のために学ぶのでしょうか。その意味を考えてみましょう。

※個人→グループでの話し合い→全体で共有する。

・差別語を学ぶことは、みなさんが考えてくれたように、実は知っておくべき大切なことなんですね。

・同じようにこの差別語を間違って使ってしまい、活動自粛になった芸能人の方についての報道もつい最近ありました。

**（６）クイズ！「部落差別とたたかってきた人々によって勝ち取られたものとは」【10分】**

・では、最後に部落差別とたたかってきた人々によって勝ち取られてきたものをクイズにしてみましたので、チャレンジしてみましょう。

①（ 教科書 ）をタダにした！

②０才からあずけられる（ 保育所 ）をつくった！

③（ 履歴書 ）に自分のこと以外のことを書かなくていいようにした！

④本人たちの合意だけで（結婚）できるようにした！

◆ポイント３…差別をなくそうとすれば、みんなの幸せにつながる

**（７）学習の感想を書く【5分】**

授業シナリオ

**1　導入【3分】**

○みなさんは、今中学2年生。中学校生活も半分にさしかかったところでもあり、社会人として社会に出て行く時が少しずつ近づいてきています。これからみなさんは将来に向けて自分の夢や幸せを見つけて羽ばたいていくことになると思いますが、その夢や幸せを実現していくために必要不可欠なことについて、今日は学習してみたいと思います。今日の学習のテーマは、「人権　～幸せに生きるために～」です。

※PPスライドを表示。

**2　「賀人」の書きこみについて考える【7分】**

○みなさんは、佐賀県民ですよね。では、インターネット上でわたしたち佐賀県民が何と呼ばれているか、知っていますか。漢字二文字です。

○答えは、「賀人（がじん）」です。最近はこの言葉を聞くことはずいぶん少なくなってきていますが、今から10年ほど前にはインターネット上でこの「賀人」という言葉が飛び交っていました。

※PPスライドを表示。

○実際に、インターネット上でどんなことが書き込まれていたか、紹介しますね。

※PPスライドを表示。

■「賀人」と関わったら、被害にしかあわないよ。

■「賀人」は自分さえよければいいという人間だらけ。

■「賀人」は人でなしが多すぎる。

■「賀人」は死になさい。

○これって、わたしたちのことを指して言っているんだけど、これをみてみなさんさんはどう思いましたか。今のみなさんの気持ちを確認してみたいと思います。

○今、「何か腹立つ。ムカつく。」と感じている人は、この後グーを挙げてください。「何それ。意味分からん。何で？」と感じた人は、チョキを挙げてください。「所詮、佐賀県民は田舎者だから、こう言われてもしょうがない。」と感じた人は、パーを挙げてください。「この3つとは違うことを感じたよ。」という人は、OKマークを挙げてください。では、一斉に挙げてみましょう。せーの。

○みなさんの感想は、グーを挙げた人が（　）割、チョキを挙げた人が（　）割、パーを挙げた人が（　）割、OKマークを挙げた人が（　）割でした。ちなみに、OKマークを挙げてくれた□□さんは、どんなことを感じたか教えてくれますか。

○みなさんの感想はわかりました。残念ながら、この国にはこんなふうに人を住んでいる場所や出身地で決めつけたり、バカにしたりする差別＝「部落差別」が存在しているんですね。　　※PPスライドを表示。

○でも、これってわたしたち佐賀県民が悪いのでしょうか。わたしたち佐賀県民に原因があるのでしょうか。

※生徒の反応や返答を確かめる。

○そうではないですよね。わたしたち佐賀県民が悪いのではありません。では、誰が悪いのですか？

・「賀人」と書きこんだ人

○そうです。このことから、今日の学習のポイント1がわかります。

「差別は、（　　　　）がいるから起こる」

この（　　）には何が入りますか？

・する人（差別する人）　　※PPスライドを表示。

○そうですね。今日の学習のポイント1は、

**「差別は、（する人）がいるから起こる」**です。

○ですから、もしどこかで「おい、賀人」と言われても気にする必要はありません。「そんなしょうもないこと言ってないで、呼子のイカや佐賀牛を食べにおいで。」と返してあげましょう！

**3　江戸時代につくられた差別するための言葉【5分】**

○「賀人」というのは、わたしたち佐賀県民を差別するためにつくられた言葉なんですね。実はこのような言葉は、全国の都道府県に対しても誰かが勝手につくっています。佐賀県民だけが特別に言われているわけではないので、心配しないでください。

○この「賀人」と同じように、人を差別するためにつくられた言葉というのは、たくさんあります。「死ね」や「消えろ」もそうですよね。江戸時代には、武士身分や百姓身分・町人身分とは「別の身分」とされた人々に対しても、差別的な呼び名がつけられました。それがこの言葉です。　　※PPスライドを表示。

「ひにん身分」「えた身分」　※わざと順番を変えています。

○「ひにん」という言葉は、漢字で書くと「非人」となります。意味は、「人ではない人」という意味です。「えた」というのは漢字で書くと「穢多」となります。「穢れが多い人」という意味です。みなさんは、「人ではない人」や「穢れが多い人」に出会ったことありますか。先生は一度もありません。　※PPスライドを表示。

○というか、「別の身分」の人々は、農業だけでなく革製品づくりや日本庭園造り、芸能、医学など、当時の社会に不可欠な仕事をしていた人々です。　※PPスライドを表示。

○ということは、この2つの言葉も「賀人」と同じように、「別の身分」の人たちを差別するためにつくられた言葉なんですね。その証拠に、別の身分の人々が自分のことを「ひにん身分」「えた身分」と呼ぶことはほとんどありませんでした。わたしたちが自分のことを「賀人」なんて絶対言わないのと同じなんですね。

○このような言葉が江戸時代でなくなっていれば何も問題はありませんでした。ところが、この2つの言葉を今も使って事件を起こしている人たちがいます。どんな事件が起こっているか、事例を紹介しますね。

**4　現代の差別事件について考える【5分】**

○東京都に住むある30代の男性が、手紙にさっきの2つの差別語をたくさん書いて、全国の人に送りつけました。その結果、逮捕され、2年間刑務所に入ることになりました。この人は、なぜそんなことをしてしまったのだと思いますか。　※PPスライドを表示。

○この男性は、その理由を裁判でこのように答えています。　※PPスライドを表示。

■差別について十分な知識がないまま、差別的な本を読んでそれを信じてしまった。

■大学を卒業してから、なかなか就職できなくて、自分のストレスを解消しようと思ってやった。

○つまり、「人権や差別についてよく知らなかった」「スカッとしたかった」ということでした。この男性、「知らなかった」で済んだでしょうか。「スカッとした」でしょうか。そんなことはないですよね。このような行動は、日本の法律では「脅迫罪（人をおどす罪）」

　や「名誉毀損罪（人の名誉を傷つける罪）」という犯罪になります。だから、2年間刑務所で罪を償うことになったんですね。自分がやってしまったことには、必ず責任を取らなくてはいけない、ということなんですね。

○この事件から、今日の学習の2つめのポイントを考えていきましょう。

　　「差別は、誰も幸せに（　　　　）」　　※PPスライドを表示。

○（　）の中には何が入ると思いますか。そうですね。「いない」です。今日の学習の2つめのポイントは、**「差別は、**する人もされる人も、わざとであっても、わざとじゃなくても、結局**誰も幸せに（しない）」**ということなんですね。

**5　差別語を学ぶ意味を考える【15分】**

○前半は、先生からの話が多かったので、後半はみなさんに考えてもらおうと思っています。

江戸時代につくられた2つの差別語が、今もみなさんが使っている社会科の教科書に載せられています。でも、さっき紹介した事件からもわかるように、この2つの言葉を誰かに対して投げつけたら、最悪逮捕されて、刑務所に入らなければならなくなります。そもそもこのような差別語を知らなかったら、そんなことにもなりませんよね。なのに、どうしてわざわざ教科書に載せて、みなさんや全国の中学生に教えているのでしょうか。何のためにこのような差別語を学ぶのでしょうか。その意味を考えて、ワークシートに書いてみてください。時間は3分です。　　※PPスライドを表示。

○では、それぞれが書いた意見をグループ内で紹介し合ってみましょう。グループには、発表用のホワイトボードを配ります。（なければA3の用紙でもOK。）グループで出た意見を書いて、後で全員で共有してみましょう。では、時間は5分です。

○では、5分経ったのでグループで書いたホワイトボード（またはA3用紙）を黒板に貼りに来てください。

○では、みなさんが考えた意見を全員で共有しましょう。Aグループから順番に紹介してください。

　※教師は、生徒からの意見発表を「なるほど」など共感的に受け止め、賞賛していく。

○みなさんの意見から、わざわざ差別語を学ぶ本当の意味がみえてきましたね。実は、つい最近、ある芸能人の人が番組の中で、この2つの差別語を何の悪気もなく言ってしまうということがありました。すぐに大きな問題となり、この芸能人の人はしばらく活動を自粛しなければならなくなりました。この時に、この芸能人の所属する会社や芸能人の人が発表したコメントも紹介しますね。　　※PPスライドを表示。

◆日頃より、△△を応援くださいまして誠にありがとうございます。

　2021年○月○日に放送した番組内において、弊社所属の△△による不適切な発言がございました。弊社はこの度の事態を重く受け止め、本人と協議の上、△△の芸能活動を当面の間自粛することといたしました。また、所属事務所として、今後二度とこのような事態が起こらないよう、本人ならびにスタッフへの教育を徹底し、信頼を取り戻すべく全力でサポートしてまいります。ご不快に思われた方へ謝罪申しあげますとともに、ファンの皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をお掛けいたしますこと、深くお詫び申しあげます。この度は誠に申し訳ございませんでした。

株式会社　◇◇◇◇

◆私の大変不適切な発言で、ご不快な思いをさせてしまったことを心からお詫び申しあげます。言葉の意味の誤解、自分の無知によって、こうした事態を引き起こしてしまったことを、深く反省しております。二度とこのような過ちをおかさないために、しっかりと勉強してまいります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　△△

○この芸能人の方の反省にもあるように、「知らない」ではなく、言葉の意味や人権・差別のことをきちんと「知っておくこと」が自分の夢や幸せを守り、幸せに生きていくためには、絶対に必要なことなんですね。

**6　クイズ！「部落差別とたたかってきた人々によって勝ち取られたものとは【10分】**

○では、最後にみんなでクイズにチャレンジしましょう！実は、今わたしたちに保障されているさまざまな権利・人権は、これまで差別に苦しみ、そして立ち上がって差別とたたかった人々が1つ1つ実現してきたものです。

○今日は、はじめに「賀人」という言葉を例に、「部落差別」という差別がこの国にはあるんだと話しました。ということは、この「部落差別」とたたかってきた人々がいるということです。この部落差別とたたかってきた人々が実現してきたものを（　　）うめのクイズにしてみました。みなさんに配ったワークシートにあるように、全部で4問です。みんなでチャレンジしてみましょう。制限時間は3分です。では、スタート！

※PPスライドを表示。

①（　　　　　　）をタダにした！

②0才からあずけられる（　　　　　　）をつくった！

③（　　　　　　）に自分以外のことを書かなくていいようにした！

④本人たちの合意だけで（　　　　　　）できるようにした！

　※教師は、生徒たちの様子を見て回りながら、少しずつヒントを与えていく。肝心なことは言わないようにし、生徒の「正解したい」という意欲を高めていく。

○では、答え合わせをしていきましょう。　※PPスライドを表示。

○①番の答えは…「教科書」です！今は、小・中学校ではあたりまえに教科書はタダでもらっていますが、昔からただだったわけではありません。部落差別とたたかった人たちが日本国憲法を学んではじめた運動が全国に広がって、1963年からタダで配られるようになったのです。

○②番の答えは…「保育所（保育園）」です！これは、正解した人は多かったですね。これも今ではあたりまえですが、部落差別とたたかってきた人たちが1970年ごろに実現したものなんですね。みなさんの中にも0才から保育園に行った人がいると思いますが、それはこの人たちのおかげなんですね。

○③番の答えは…「履歴書」です！これは、まだみなさんは書いたことがないから難しかったですね。「履歴書」というのは、会社に入るときなどに自分の得意なことやがんばりたいことを書いて出す書類です。でも、1970年代までは履歴書は会社がそれぞれにつくっていました。そのような履歴書は、家族のこと、血液型、家の畳の数など、いろんなことを書かせていました。そんな中で、部落差別を受けていた地域の人や外国にルーツがある人、家が貧しかったり両親がそろっていなかったりする人、「障がい」のある人などが就職の際に落とされていきました。そんな子どもや生徒たちの姿を見た部落差別とたたかってきた人たちや高校の先生たちが協力して、1973年履歴書の改善を実現したのです。今は、会社も自分のこと以外を書かせたり、聞いたりしてはいけないというルールが労働局で定められています。

○④番の答えは…「結婚」です。これも今ではあたりまえですが、日本国憲法ができるまえは、25才または30才まで結婚するには両親の許可が必要だとされていました（明治民法第772条）。戦前から全国水平社で部落差別をなくすために活動していた人たちが、戦後新しい憲法をつくるときに、結婚は「両性の合意のみに基づく（日本国憲法24条）」という条文になるように働きかけて実現したのです。

○こうみていくと、部落差別などいろんな差別とたたかってきた人たちのおかげで、今のわたしたちの生活があるんだということがよくわかりますね。

○では、今日の学習の3つめのポイントをまとめましょう。

※PPスライドを表示。

**◆ポイント1　「差別は（する人）がいるから起こる」**

**◆ポイント2　「差別は誰も幸せに（しない）」**

**◆ポイント3　「差別をなくすことは、（　　　）につながる」**

　（　　）には何が入ると思いますか。

※生徒たちからはいろんな答えが出てくるので、それを認めていくようにする。（「幸せ」「世界平和」「人権」など）

○いろんな答えを考えてくれましたね。自分が考えた答えは消さずに、その下に先生が出す答えを書いてきてください。先生の答えは（みんなの幸せ）です。差別は誰も幸せにしないけれど、差別をなくそうとすればみんなが幸せになっていく、これが人権や差別を学ぶ上で一番おもしろいところだと先生は思います。みなさんも、いろんな差別とたたかって人権を勝ち取ってきた人のことを学んでみてください。きっと、これからの自分の生き方のヒントがもらえると思いますよ。

**7　学習の感想を書く【5分】**

○では、これで「人権　～幸せに生きる～」の学習を終わります。今日の学習の感想をワークシートに書いてください。

道徳　ワークシート 2年（　　）組　名前（　　　　　　　　　　　　　　　）

**人権　～幸せに生きるために～**

**1　今日の学習のポイント**

**ポイント1**

**ポイント2**

**ポイント3**

**2　考えてみよう**

**3　チャレンジ！**

①（　　　　　　）をタダにした！

② 0才からあずけられる（　　　　　　）をつくった！

③（　　　　　　）に自分以外のことを書かなくていいようにした！

④本人たちの合意だけで（　　　　　　）できるようにした！

**4　今日の学習の感想**